※各評価項目に対する各申請書への記載に当たっては，『総合評価に関する事項』に係る留意事 項等（以下「**留意事項等**」という。）をよく読んでください。

総 合 評 価 に 関 す る 事 項

工　　事　　名　　令和5-6年度 高台整備工事（公園造成他）
路　線　名　等　　弁才天4号線他
工　事　箇　所　　海部郡美波町奥河内字弁才天

1 入札の評価に関する基準

この工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、次のとおりとする。

① 技術提案の評価

評 価 項 目	評 価 基 準	配 点	得 点
「社会的要請への対応」に関する技術提案、及び実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性	当該工事の工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、特に優れた内容である。	20.0	/ 20.0
	当該工事の工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、優れた内容である。	15.0	
	当該工事の工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、特に良い内容である。	10.0	
	当該工事の工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、良い内容である。	5.0	
	当該工事の工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切である。	0.0	

② 簡易な施工計画の評価

評 価 項 目	評 価 基 準	配 点	得 点
「品質・施工の確認方法、工事遅延リスク回避の対応」の適切性 ① 造成地盤の品質・性能を確保するため配慮すべき事項 ② 工事遅延リスク回避に配慮すべき事項	品質・施工の確認方法、工事遅延リスク回避が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、特に優れた内容である。	20.0	/ 20.0
	品質・施工の確認方法、工事遅延リスク回避が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、優れた内容である	15.0	
	品質・施工の確認方法、工事遅延リスク回避が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、特に良い内容である。	10.0	
	品質・施工の確認方法、工事遅延リスク回避が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、良い内容である。	5.0	
	品質・施工の確認方法、工事遅延リスク回避が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切である。	0.0	

③ 企業の施工能力の評価

評 価 項 目	評 価 基 準	配 点	得 点
平成20年度から入札公告日までの同種工事の施工実績	同種工事の施工実績が４件以上あり、同種工事の内に土地造成工事での施工実績が複数件ある。	15.0	/ 15.0
	同種工事の施工実績が３件あり、同種工事の内に土地造成工事での施工実績が複数件ある。	10.0	
	同種工事の施工実績が２件あり、同種工事の内に土地造成工事での施工実績が１件ある。	5.0	
（同種工事の定義は留意事項等に記載）	上記以外	0.0	

∟

平成25年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点（５件以内）	工事成績評価＝Σ[（Yn-65）×βn]×25/112.5 評価は整数（小数第１位を四捨五入） ＜25点を上限とする＞ Yn：工事成績評定点（５件まで申告） βn：請負金額（しゅん工時）の補正係数 ・2,500万円以上の場合：β=1.5 ・1,000万円以上2,500万円未満の場合：β=1.2 ・1,000万円未満の場合：β=1.0	0～25	/ 25.0
ＩＳＯ等	IS09001、IS014001、エコアクション２１のいずれかを取得等	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	

④ 配置予定技術者の施工能力の評価

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点	得　点
平成30 年度から入札公告日までの継続学習に係る取得単位数（ＣＰＤ）	有効取得単位数が50ユニット以上	5.0	/ 5.0
	有効取得単位数が30ユニット以上	3.0	
	上記以外	0.0	
平成20年度から入札公告日までの同種工事の施工経験（同種工事の定義は留意事項等に記載）	同種工事の経験が３件以上あり、同種工事の内に土地造成工事での施工実績が複数件ある。	10.0	/ 10.0
	同種工事の経験が２件あり、同種工事の内に土地造成工事での施工実績が１件ある。	5.0	
	上記以外	0.0	
平成25年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点（３件以内）	工事成績評価＝Σ[（Yn-65）×βn]×25/67.5 評価は整数（小数第１位を四捨五入） ＜25点を上限とする＞ Yn：工事成績評定点（３件まで申告） βn：請負金額（しゅん工時）の補正係数 ・2,500万円以上の場合：β=1.5 ・1,000万円以上2,500万円未満の場合：β=1.2 ・1,000万円未満の場合：β=1.0	0～25	/ 25.0

⑤ 地域貢献度の評価

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点	得　点
地元企業活用（町内企業を含む下請け等）	当該工事で地元（美波町）企業と一次下請契約を２社以上締結する計画を提出したもの	10.0	/10.0
	当該工事で地元（美波町）企業と一次下請契約を１社締結する計画を提出したもの	5.0	
	上記以外	0.0	
地域精通度（地区内の範囲は左の表に記載）	徳島県南部地域（阿南市・海部郡・那賀町）に主たる営業所又は営業所がある	10.0	/10.0
	徳島県内に主たる営業所がある	5.0	
	上記以外	0.0	

⑥企業の施工能力（表彰）の評価

評　価　項　目	評　価　基　準	配点	得点
令和4年度優良工事表彰等（県土整備部関係）の受賞状況 （土木一式工事）	優良工事表彰等における知事賞の受賞者	5.0	/5.0
	優良工事表彰等における部長賞 又は建設業新分野進出優良企業表彰の受賞者	2.0	
	上記以外	0.0	

※ＪＶ工事における被表彰者については、加算点を出資比率に応じて構成企業に按分するものとする。
ただし、按分により小数部分がある場合は、小数点第１位を四捨五入するものとする。

２　総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者(失格となった者を除く。)に対して、次の方法により算出される「評価値」をもって総合評価を行う。

評価値＝（基礎点＋加算点）÷入札価格（単位：億円）

基礎点：入札に必要となる参加資格要件を満足する場合に100点とする。
加算点：「１　入札の評価に関する基準」に基づき、次の方法により算出する。

加算点＝（１①～⑥の得点の合計）÷145点（１①～⑤の配点の合計）×30点

なお、評価値は、小数第３位（小数第４位四捨五入）止めとする。
加算点は、小数第１位（小数第２位四捨五入）止めとする。
入札価格は、億円単位とし、小数第５位（小数第６位切り上げ）止めとする。

以　　上

『総合評価に関する事項』に係る留意事項等

★この入札は、入札後審査方式一般競争入札により行うため、落札候補者として決定された者を除き、原則として、提出された入札参加資格確認資料のみで入札参加資格の確認（審査）及び総合評価を行うので、指定された様式等への記述に際し、次の内容を十分確認した上で、記述漏れ、 記述間違いのないよう注意すること。

　なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「商号又は企業名」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合については、無効、評価基準が確認できない場合については、加算点の算出を行わないものとする。

■技術提案の評価に関する留意事項等

○技術提案を行う場合は、総合評価（技術提案）申請書の様式４（その２）に記載すること。
　様式４（その２）に記述された内容により技術提案及び施工計画の適切性等について評価する。

○技術提案の様式に記載の留意点に十分注意すること。

■簡易な施工計画の評価

○総合評価（簡易な施工計画） 申請書（ 様式２） により評価するので、この申請書様式に添えた「記述上の留意点」に十分注意して記述すること。

■技術提案及び簡易な施工計画に関する参考資料

○技術提案や簡易な施工計画に記述した工事材料、施工方法等の機能、性能等を補足説明するため、参考となる資料を提出することができる。ただし、電子入札システムにより参考となる資料（ＰＤＦ形式の電子ファイルに限る。）を提出する場合は、入札参加資格確認資料も含めファイル容量の合計は３メガバイト以内の制限がある。

なお、当該参考資料に限っては、 徳島県電子入札システム運用基準４－５に関わらず、持参又は郵送（書留郵便に限る。）による書面での提出も可能とする。

当該参考資料のみ書面による分割提出を行う場合は、徳島県電子入札システム運用基準４－６（１）の目録ファイルの提出については、省略してもよい。

ア 提出期限

　入札公告に明示する入札参加資格審査申請書等の提出期限

　提出場所

　入札公告に明示する「問い合わせ先」の「(1) 入札に関すること」に記載の場所

■企業の施工能力の評価

○代表構成員により評価する。

○総合評価（**標準型**） 加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「**注意事項**」に十分注意して記述すること。

○評価項目（同種工事の施工実績）

同種工事とは、「３０，０００㎥以上の土工事」(土工事（切土又は盛土の土工量） ３０，０００㎥以上の工事とする)の元請けとして施工した工事をいう。

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とする。

同種工事の内、土地造成工事とは住宅地、工業用地、新市街地、公園、スポーツレジャー用地、空港工事を言い、農地、墓地、道路は対象外とする。

・評価対象の期間は、平成20年度からこの入札の公告日までとする。

・施工実績は、上記期間内に工事が完成し、引き渡しが完了したものに限る。

・特定建設工事共同企業体の実績は、その構成員として出資比率20ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の場合に限る。
（ただし、経常ＪＶでの実績については、経常ＪＶとしての出資比率が20ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上であれば評価する。経常ＪＶを構成する単体企業の出資比率迄算定するものではない

○評価項目（工事成績）

・工事成績の評価は、「**企業の施工能力**」に記述された次の方法により算出する。

工事成績評価＝Σ〔(Ｙｎ－65) ×βｎ〕×25／112.5

　Ｙｎ：工事成績評定点

　βｎ：請負代金額の補正係数　　最終請負代金額が2,500万円以上の場合：β=1.5
　　1,000万円以上2,500万円未満の場合：β=1.2
　　1,000万円未満の場合：β=1.0

・工事成績評定点は、５件まで申告することができる。

・工事成績評定点は、平成25年度からこの入札の公告日までの間に徳島県又は国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたものに限る。

・工事成績評定点は、建設工事の種類が「**土木一式工事**」の場合に限る。

・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は、その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る（ただし，経常ＪＶでの実績については、経常ＪＶとしての出資比率が20パーセント以上であれば評価する。経常ＪＶを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）。

○評価項目（ＩＳＯ等）

・入札公告日における取得等の状況を評価する。

・入札公告日において、有効期限切れの場合は評価対象外とするが、入札公告日に更新手続き中（更新審査終了済） であり、 かつ、落札候補者の段階で更新手続きが完了している場合には評価する。

■配置予定技術者の施工能力の評価

○総合評価（**標準型**） 加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「**注意事項**」に十分注意して記述すること。

・配置予定技術者は、その雇用期間が１年間となるまで、総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。

・配置予定技術者は、最大３名まで申請できるが、複数申請した場合は、加算点の最も低い者の評価を採用するので注意すること。

・配置予定技術者の評価は、工期の２分の１を超える期間において、現場代理人、監理技術者補佐、（特例）監理技術者又は主任技術者として従事した経験を対象とする。

・施工管理技士等保有資格の記載に当たっては、入札参加資格要件と評価基準に留意すること。

・低入札価格調査制度に基づき、増員して配置した技術者として従事した工事の経験等は評価の対象としない。

○評価項目（ＣＰＤ）

・ＣＰＤを実施している「建設系ＣＰＤ協議会」の各団体における取得単位数の合計を記入すること。

・ＣＰＤは平成30年度からこの入札の公告日までに取得した単位数とし、各団体等による証明がないものは認めない。

・前年度又は前々年度（令和４年度又は令和３年度）の取得単位がないものは考慮しない。社内研修は認めないので、注意すること。

○評価項目（同種工事の施工経験）

担当技術者（一級土木施工管理技士の有資格者）以上の技術者として、下記に掲げる工事の経験を有する者であること。

同種工事とは、「３０，０００㎥以上の土工事」（土工事（切土又は盛土の土工量）３０，０００㎥以上の工事とする)の元請けとして施工した工事をいう。

同種工事の内、土地造成工事とは住宅地、工業用地、新市街地、公園、スポーツレジャー用地、空港工事を言い、農地、墓地、道路は対象外とする。

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とする。

・評価対象の期間は，平成20年度からこの入札の公告日までとする。

・施工経験は、上記期間内に工事が完成し、引き渡しが完了したものに限る。

・特定建設工事共同企業体の経験は、その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る。

・その構成員として出資比率20ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の場合に限る。

（ただし、経常ＪＶでの実績については、経常ＪＶとしての出資比率が20ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上であれば評価する。経常ＪＶを構成する単体企業の出資比率迄算定するものではない。）

○評価項目（工事成績）

・工事成績の評価は、「**配置予定技術者の施工能力**」に記述された次の方法により算出する。

工事成績評価＝Σ〔（Ｙｎ－65）×βｎ〕×25／67.5

Ｙｎ：工事成績評定点

βｎ：請負代金額の補正係数　　最終請負代金額が2,500万円以上の場合：β=1.5

1,000万円以上2,500万円未満の場合：β=1.2

1,000万円未満の場合：β=1.0

・工事成績評定点は、３件まで申告することができる。

・工事成績評定点は、平成25年度からこの入札の公告日までの間に徳島県又は国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたものに限る。ただし、入札参加者が下記に示す方法で評価期間の加算を申請した場合はこの限りではない。

・工事成績評定点は、建設工事の種類が「**土木一式工事**」の場合に限る。

・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は、その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る（ただし、経常ＪＶでの実績については、経常ＪＶとしての出資比率が20パーセント以上であれば評価する。経常ＪＶを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）

○配置予定技術者の工事成績に係る評価期間の加算申請

・配置予定技術者が平成25年度からこの入札の公告日までの間に妊娠、出産、育児、介護（以下「**出産・育児等**」という。） を理由とした一時休業を通算で１年間（ 365日）以上取得している場合は、別に示す「出産･育児等に配慮した技術者評価の実施要領」に基づき、配置予定技術者の工事成績に係る評価期間を加算することができる。

■地域貢献度の評価

○総合評価加算点等算出資料申請書により評価するので、申請書に記載された「注意事項」に十分注意して記述すること。

○地元企業活用

・地元（美波町）下請け活用について、一次下請契約を地元（美波町）企業と締結する計画。
地元企業の活用について、建設業法の許可業者を言い、資材等の運搬、測量、土質調査、警備（交通整理員）、リース契約等の会社は除く。

○営業拠点

・「主たる営業所」及び「営業所」とは建設業法上の「主たる営業所」及び「営業所」とする。

■企業の施工能力（表彰）の評価

（１）評価の対象となる者

評価の対象となる者は、入札公告日の前年度において、県土整備部で行われた次の表彰制度の被表彰者とする。

① 優良工事表彰

② 優良建設技術者表彰（優良建設技術者賞，若手建設技術者奨励賞等）

（２）評価の対象となる入札

評価の対象となる入札は、優良工事表彰及び優良建設技術者表彰を受賞した部が発注する工事であり、建設工事の種類が同じものに限るものとする。

（３）評価の方法

評価の方法は、対象となる者の加算点を算出するに際して、次のとおり得点を加点するものとする。ただし、その得点は配点の合計に含めないものとし、加点後の得点が配点の合計を超えないものとする。

① 優良工事表彰（知事賞：５点、部長賞：２点）

② 優良建設技術者表彰（知事賞：５点、部長賞：２点）

※ＪＶ工事における被表彰者については、加算点を出資比率に応じて構成企業に按分するものとする。ただし、按分により小数部分がある場合には、小数第１位を四捨五入するものとする。

※評価は、いずれか一つの表彰に限る。

※優良建設技術者表彰は、受賞技術者が受賞時の企業に所属している（受賞時から恒常的な雇用関係にある）場合に限る。

■その他の留意事項

○企業評価及び配置予定技術者の評価対象（機関、期間等）は、各々異なるので、十分注意すること。

＜参考＞

評価項目対象機関対象期間

施工実績及び施工経験：国、地方公共団体等　平成２０年度からこの入札公告日まで

工事成績：徳島県、国の行政機関　平成２５年度からこの入札公告日まで

※工事成績については、各機関の工事成績評定要領に基づき通知されたものに限る。

以　上